

ご契約者の皆様へ

東京海上日動火災保険株式会社

新型コロナウイルス感染症に関する傷害保険等の商品改定のご案内

このたびの新型コロナウイルス感染症に罹患された皆様および影響を受けられた皆様に、心よりお見舞い申し上げます。皆様におかれましては、一日も早く平常の暮らしに戻ることが出来ますようお祈り申し上げます。

新型コロナウイルス感染症に関する、現下の情勢等を踏まえ、弊社では以下のとおり傷害補償「特定感染症危険補償特約」等の商品改定を実施いたします。

1. 改定内容

傷害補償等、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下「感染症法」）における一類感染症から三類感染症」を補償対象としている商品につきまして、以下のとおり補償対象となる感染症の範囲を拡大いたします。

2020年4月現在、新型コロナウイルス感染症は感染症法上の「指定感染症」ですが、政令により一類感染症または二類感染症と同程度の措置が講じられていますので、本改定により補償対象となります。

現行（改定前）	改定後
感染症法における一類感染症、二類感染症または三類感染症が補償対象	感染症法における一類感染症、二類感染症または三類感染症に加え、 <u>「政令により一類感染症から三類感染症と同程度の措置が講じられている指定感染症」</u> についても補償対象

2. 対象商品

商品	特約
団体総合生活保険 （傷害補償・こども傷害補償）	特定感染症危険補償特約
総合生活保険（傷害補償）	
総合生活保険（こども総合補償）	
からだの保険（傷害定額）	
超保険（傷害定額条項）	
特殊な団体傷害保険	特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約
普通傷害保険（*1）	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約
家族傷害保険（*1）	・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約
学生・生徒総合保険（こども総合保険）（*1）	

超保険（総合補償条項・傷害条項） （*1）（*2）	特定感染症危険担保特約
個人財産総合保険（*1）（*2）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約条項 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」補償特約条項
総合家庭保険（*1）（*2）	<ul style="list-style-type: none"> ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」担保特約条項 ・特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金および葬祭費用保険金」担保特約条項

（*1）新規の引受けを取り止めさせていただいております。

（*2）上記1. の改定に加えて、感染症法第18条第2項の規定に基づく就業制限（同法第7条第1項の規定に基づき政令によって準用される場合を含みます。）が課された場合は、入院したものとみなし、入院保険金をお支払いする改定をあわせて実施いたします。

3. 本改定の対象契約

本改定は、2020年2月1日（土）（*1）に遡って適用します（*2）。具体的には、以下の契約が対象となります。

- ◆2020年2月1日（土）が保険期間に含まれる契約
- ◆2020年2月1日（土）以降に保険始期がある契約

（*1）「新型コロナウイルス感染症を指定感染症として定める等の政令」等の施行日。

（*2）2020年2月1日（土）以降に発病された場合が補償対象となります。また、保険期間の初日（特定感染症危険補償特約等をセットした日）からその日を含めて10日以内に発病された場合は保険金をお支払いできませんのでご注意ください。

以上

07ut-GJ05-20005-202004